

証券コード 1989  
平成30年6月8日

株 主 各 位

石川県金沢市米泉町十丁目1番地153  
**北陸電話工事株式会社**  
代表取締役社長 森 泰夫

## 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時
  2. 場 所 石川県金沢市昭和町16番3号  
ANAクラウンプラザホテル金沢 3階「鳳(西)」
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第71期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第71期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                        |
| 第2号議案 | 当社とコムシスホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件 |
| 第3号議案 | 取締役13名選任の件                      |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件                     |
| 第5号議案 | 退任取締役に對し退職慰勞金贈呈の件               |
| 第6号議案 | 会計監査人選任の件                       |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.hokuwa.co.jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会参考書類のうち、コムシスホールディングス株式会社の定款の定めおよび同社の最終事業年度に係る計算書類等の内容については、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.hokuwa.co.jp/>)に掲載しております。

## 〔添付書類〕

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の着実な成長が続く中で輸出は増加基調にあり、国内需要では、企業収益や業況感が改善するなかで設備投資は増加傾向を続け、個人消費は雇用・所得環境の着実な改善を背景に緩やかに増加し、全体としては緩やかに拡大しています。

情報通信分野においては、ブロードバンド化、グローバル化、スマートフォンやタブレット等の端末の多様化が進展し、利用者ニーズの高度化・多様化とともに固定通信と移動通信との融合、さらには通信と放送の融合による多彩なサービスが拡大しつつあり、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況のなかで当社グループの受注工事高は、NTT関連工事ではフレッツ光工事や光ケーブル工事の増加と保守業務の受託拡大により増加し、公共・民間分野では大型工事の受注が減り、全体では130億7千2百万円（前期比6.7%減）となっております。

完成工事高は、NTT関連工事ではフレッツ光工事や光ケーブル工事の増加と保守業務の受託拡大により増加し、公共・民間分野では大型工事が減少したものの、全体では134億4千7百万円（前期比0.3%増）となっております。

利益面につきましては、当社グループを挙げて生産性の向上およびコスト削減施策等を実施しましたが、営業利益は2億3千4百万円（前期比15.5%減）、経常利益は2億8千9百万円（前期比8.2%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2億5百万円（前期比8.3%増）となっております。

(単位：百万円)

項 目	当 期	前 期	増 減 額	増 減 率
受 注 工 事 高	13,072	14,020	△948	△6.7%
完 成 工 事 高	13,447	13,393	53	0.3%
営 業 利 益	234	278	△43	△15.5%
経 常 利 益	289	315	△25	△8.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	205	189	15	8.3%

なお、セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(通信建設事業)

受注工事高は、フレッツ光工事と光ケーブル工事の増加や保守業務の受託拡大により増加しましたが、公共・民間分野の大型工事が減少し、全体では117億8千5百万円（前期比6.5%減）となり、完成工事高は、受注工事高より公共・民間分野の大型工事の減少が少なかったために121億7百万円（前期比0.4%増）となっております。

(情報システム事業)

受注工事高は、システム開発が減少し、12億8千6百万円（前期比8.8%減）となり、完成工事高は前期とほぼ同額の13億3千9百万円（前期比0.2%減）となっております。

(単位：百万円)

項	目	当 期	前 期	増 減 額	増 減 率
通 信 建 設 事 業	受注工事高	11,785	12,608	△823	△6.5%
	完成工事高	12,107	12,051	56	0.4%
情 報 シ ス テ ム 事 業	受注工事高	1,286	1,411	△124	△8.8%
	完成工事高	1,339	1,342	△2	△0.2%

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は1億9千4百万円で、その主なものは車両の増備・更改および作業環境整備に関する増備・更改等であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループの売上は、主力であるNTT工事が光アクセス網設備の充足に伴って減少傾向にあるため、NTT関連企業や公共・民間分野の工事や保守を拡大し、当社グループの主力となるように収入構造の転換を図ることにチャレンジしています。

工事・保守の実施においては、安全を最重点として納期厳守、高品質、高生産性を実現するために現場力にさらに磨きをかけて利益確保を図ることとします。

また、グループ事業運営体制の全体最適化に取組み、経営のさらなる効率化を図っていきます。

なお、当社グループでは、満60歳以降の継続雇用制度の活用を図りながら、新規学卒者の継続的採用と計画的育成により、技術継承を円滑に進めていくとともに、NTT技術者資格、上級の公的資格やベンダ資格の取得推進を図ります。

さらに当社では、激変する情報通信分野における競争と変化に対応できる安定した経営基盤を確立することはもとより、企業の社会的責任を果たすためにコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るとともに、品質マネジメントシステム（ISO9001）と労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS18001）および情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の統合マネジメントシステム（IMS）の活用により、良質なサービスの提供を通して、「株主」「お客様」「お取引先」等から信頼され、発展し続ける企業グループを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 68 期 (平成27年3月期)	第 69 期 (平成28年3月期)	第 70 期 (平成29年3月期)	第 71 期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
受 注 工 事 高(千円)	13,497,409	12,535,565	14,020,100	13,072,043
完 成 工 事 高(千円)	13,536,324	12,837,608	13,393,700	13,447,056
経 常 利 益(千円)	260,165	210,621	315,822	289,850
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	90,993	90,181	189,619	205,437
1株当たり当期純利益(円)	10.65	10.56	22.20	24.05
総 資 産(千円)	9,830,914	9,798,450	10,340,301	10,270,093
純 資 産(千円)	5,625,729	5,445,034	5,636,019	5,807,677

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

#### (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
金沢電話工事株式会社	10 <small>百万円</small>	100.0 %	電気通信設備・ 土木設備施工
トヤマ電話工事株式会社	20	100.0	電気通信設備・ 土木設備施工
株式会社テレコムサービス	26	100.0	電気通信設備施工
電通自動車整備株式会社	26	100.0	車両の販売および整備

#### (6) 主要な事業内容

区 分	主 要 な 事 業 内 容
通 信 建 設 事 業	ケーブル設備、土木設備、ネットワーク設備等の電気通信設備工事、その他建設工事全般の設計・施工・保守および附帯する事業
情 報 シ ス テ ム 事 業	業務用アプリケーションや通信ソフト開発、ネットワークの設計・施工・保守および附帯する事業

当社は、西日本電信電話株式会社およびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備工事請負業者として電気通信設備工事競争参加資格を受けております。

## (7) 主要な営業所

### ① 当社

名 称	所 在 地
本 社	石川県金沢市
富 山 支 店	富山県富山市
福 井 支 店	福井県福井市
東 京 支 店	東京都港区
関 西 営 業 所	大阪府大阪市
新 潟 営 業 所	新潟県長岡市

### ② 子会社

名 称	所 在 地
金沢電話工事株式会社	石川県金沢市
トヤマ電話工事株式会社	富山県富山市
株式会社テレコムサービス	福井県福井市
電通自動車整備株式会社	石川県白山市

## (8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
669名	4名増

(注) 従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,539,092株 (自己株式429,868株を除く。)
- (3) 株主数 846名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 西 早 苗	2,075,935 株	24.31 %
N D S 株 式 会 社	818,740	9.58
日 本 コ ム シ ス 株 式 会 社	726,151	8.50
北 陸 電 話 工 事 従 業 員 持 株 会	471,553	5.52
株 式 会 社 協 和 エ ク シ オ	432,000	5.05
株 式 会 社 北 國 銀 行	409,700	4.79
株 式 会 社 福 井 銀 行	399,300	4.67
株 式 会 社 北 陸 銀 行	376,200	4.40
北 信 テ レ ネ ッ ク ス 株 式 会 社	140,000	1.63
北 国 総 合 リ ー ス 株 式 会 社	134,100	1.57

(注) 1. 当社は、自己株式(429,868株)を所有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式(429,868株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 泰 夫	金沢電話工事株式会社取締役 トヤマ電話工事株式会社取締役 電通自動車整備株式会社取締役 北陸通信資材株式会社取締役 北陸電通輸送株式会社取締役
常 務 取 締 役	得 永 隆 彦	営業本部長兼情報システム本部長
取 締 役	上 段 正 憲	金沢電話工事株式会社代表取締役社長 北陸通信資材株式会社代表取締役社長 北陸電通輸送株式会社監査役
取 締 役	北 川 久 義	富山支店長
取 締 役	渡 幸 記	設備事業本部長
取 締 役	塚 本 恒 明	営業本部副本部長兼総合システム営業部長
取 締 役	青 山 伸 一	安全品質管理本部長
取 締 役	辻 岡 伸 弥	経理部長
取 締 役	石 川 誠 豪	東京支店長
取 締 役	向 井 雅 彰	福井支店長 株式会社テレコムサービス取締役
取 締 役	札 場 清 美	
常 勤 監 査 役	西 部 和 幸	
監 査 役	高 木 利 正	
監 査 役	角 木 完 太 郎	税理士

- (注) 1. 常務取締役小田修、澤田達夫の両氏および取締役川面正雄氏は、平成29年6月28日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
2. 取締役札場清美氏は、社外取締役であります。
3. 監査役角木完太郎氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役高木利正、監査役角木完太郎の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役札場清美、監査役高木利正、監査役角木完太郎の3氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 監査役角木完太郎氏は、平成29年8月29日開催の三協立山株式会社第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、三協立山株式会社社外取締役を退任いたしました。



## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	14名	88,356千円（うち社外1名 1,656千円）
監 査 役	3名	13,167千円（うち社外2名 3,312千円）
合 計	17名	101,524千円（うち社外3名 4,968千円）

- (注) 1. 上記には、平成29年6月28日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人分の給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会で年額150,000千円以内（使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、昭和63年6月25日開催の第41回定時株主総会で年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額20,440千円（取締役18,871千円（うち社外216千円）、監査役1,569千円（うち社外432千円））が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職等の状況

該当事項はありません。

- (注) 監査役角木完太郎氏は、平成29年8月29日開催の三協立山株式会社第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、三協立山株式会社社外取締役を退任いたしました。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	札 場 清 美	当事業年度に開催した取締役会7回の全てに出席し、必要に応じ発言を適宜行っております。
監査役	高 木 利 正	当事業年度に開催した取締役会7回、監査役会8回の全てに出席し、必要に応じ発言を適宜行っております。
監査役	角 木 完 太 郎	当事業年度に開催した取締役会7回、監査役会8回の全てに出席し、必要に応じ発言を適宜行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 18,000千円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の職務執行状況、報酬見積書の算出根拠等を検討し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます。）の整備として、次のとおり基本方針を決議しております。

- (1) **取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
  - ① 当社は、「企業行動基準」に法令遵守、反社会的勢力に対して断固とした態度で臨む旨を規定し、当社および子会社（以下当社グループという。）の取締役・使用人の職務執行の指針とする。
  - ② 当社は、ビジネスリスクに適切に対応するための組織として社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、子会社にコンプライアンス推進担当を置き、コンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括する。
  - ③ コンプライアンスの定着と継続を図るため「コンプライアンス管理室」を設置する。
  - ④ 当社は、当社グループにおける通報窓口として「ヘルプライン」を設置する。当社グループの取締役および使用人は、法令・社内規程違反の事実を発見し、またはそのおそれがあるときは直ちに通報することとする。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
  - ① 当社は法令・社内規程に基づき取締役の職務の執行に係る文書等の保存・管理を行う。
  - ② 情報の管理については情報セキュリティマネジメント規格に基づく取扱手順により対応する。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
  - ① 当社は「グループリスク管理規程」により当社グループの企業経営上のリスクを管理する。
  - ② 当社は品質、労働安全衛生、情報セキュリティに関するリスクについては国際規格の認証を受けた統合マネジメントシステムによって管理する。
  - ③ 当社は内部監査部門が定期的または随時に行う内部監査等において当社グループのリスク管理状況について検証する。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
  - ① 当社は、定例、随時に開催する取締役会において、重要事項の意思決定および取締役の職務執行の監督を行う。また、取締役出席のもと、幹部会議を毎月1回開催し、業務執行に関する具体的事項の決定を機動的に行う。
  - ② 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画および年度予算を定め全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
  - ③ これらの職務の執行および業務の執行が、効率的かつ有効に機能しているか業務改善等を通して評価するとともに、定期的または随時に行う監査役監査、内部監査等を通して検証する。
- (5) **当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社は、「子会社管理規程」に子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制について規定する。
- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人とその独立性ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
  - ① 当社は、監査役から必要として要請があったときには、監査役の職務の補助使用人を置くこととし、監査役と協議のうえ人選を行う。
  - ② 当該使用人の人事については、事前に常勤監査役の同意を得たうえで決定する。
  - ③ 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の補助職務を優先して従事することとし、その補助職務に関する指揮命令権は監査役に属する。

**(7) 当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に必要な報告および情報提供を行う。
- ② 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、常務会やコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

**(8) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止することとし、その旨を周知する。

**(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

**(10) その他当社の監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、代表取締役および会計監査人と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査上の重要な課題等について意見を交換する。
- ② 監査役は、内部監査部門から適時に監査結果の報告を受け情報交換を行うとともに、必要に応じて連携して監査を行う。

**(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築、評価および報告を適正に行い、財務報告の信頼性を確保する。また、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持する。

## 6. 内部統制システムの運用状況の概要

当事業年度における当社グループが実施いたしました内部統制システムの基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンスに関する取組み

取締役・使用人が必携とする「企業行動基準」の配布、社員研修等を通じて、反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っているほか、社長が委員長を務める「コンプライアンス委員会」を四半期ごとに開催し、内部通報内容をはじめ当社グループの役職員の法令遵守に対する取組み状況の点検を行っております。また、コンプライアンスの理解を深めるために、「コンプライアンス研修」を開催し、その中でインサイダー取引防止に向けた取組み等、コンプライアンス意識の向上を図っております。

### (2) リスク管理体制に関する取組み

グループリスク管理規程に定める経営危機が発生した場合は、関連部署に連絡するとともに、コンプライアンス管理室が事務局となり、取締役、監査役、監査室長等で構成されるコンプライアンス委員会で対応策を審議します。当事業年度において、審議対象となるビジネスリスクは発生しておりません。

### (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることの確保

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制として、定例、随時に取締役会を7回開催したほか、取締役が出席する幹部会議を月1回、経営企画会議を6回開催し、業務執行に関する意思決定を適切かつ具体的に行っております。また、取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書等の保存・管理は総務部が適切かつ確実にしております。その他の情報の管理については情報セキュリティマネジメント規格に基づく取扱手順により運用しております。

### (4) 当社グループにおける業務の適正の確保

子会社に対し、株主総会議事録、取締役会議事録、決算書類等の報告書の提出を求め、必要に応じて適切な指導・支援を行うほか、グループ経営会議を2回開催し、子会社との意思疎通、情報共有をしております。

### (5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度において監査役会を8回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議を行うとともに、取締役会に出席し、取締役から経営状況等の説明を受けております。また、代表取締役、監査室ならびに会計監査人と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、比率は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,046,693</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,056,121</b>
現金預金	2,327,489	支払手形・工事未払金	1,075,062
受取手形・完成工事未収入金	3,382,118	未払法人税等	70,553
未成工事支出金	55,710	賞与引当金	193,570
材料貯蔵品	113,322	完成工事補償引当金	9,456
繰延税金資産	71,539	工事損失引当金	1,455
その他	110,837	その他	706,023
貸倒引当金	△14,324	<b>固定負債</b>	<b>2,406,294</b>
<b>固定資産</b>	<b>4,223,400</b>	役員退職慰労引当金	161,581
有形固定資産	2,805,905	退職給付に係る負債	2,195,480
建物・構築物	985,975	負ののれん	6,844
機械・運搬具	282,770	繰延税金負債	12,841
工具器具・備品	89,551	その他	29,546
土地	1,447,608	<b>負債合計</b>	<b>4,462,415</b>
無形固定資産	27,871	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	10,387	<b>株主資本</b>	<b>5,949,341</b>
ソフトウェア仮勘定	5,149	資本金	611,000
のれん	7,595	資本剰余金	326,573
その他	4,739	利益剰余金	5,101,819
投資その他の資産	1,389,622	自己株式	△90,051
投資有価証券	687,291	その他の包括利益累計額	△141,663
長期貸付金	2,357	その他有価証券評価差額金	106,527
繰延税金資産	644,686	退職給付に係る調整累計額	△248,191
その他	56,079	<b>純資産合計</b>	<b>5,807,677</b>
貸倒引当金	△792	<b>負債・純資産合計</b>	<b>10,270,093</b>
<b>資産合計</b>	<b>10,270,093</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	
完成工事高	13,447,056
売 上 原 価	
完成工事原価	11,709,428
売 上 総 利 益	
完成工事総利益	1,737,628
販売費及び一般管理費	1,502,711
営 業 利 益	234,916
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	14,671
受取地代家賃	9,185
持分法による投資利益	6,796
その他の	25,444
営 業 外 費 用	
その他の	1,164
経 常 利 益	289,850
特 別 利 益	
固定資産売却益	272
特 別 損 失	
固定資産売却損	19
固定資産除却損	68
税金等調整前当期純利益	290,034
法人税、住民税及び事業税	117,306
法人税等調整額	△32,708
当 期 純 利 益	205,437
親会社株主に帰属する当期純利益	205,437

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	611,000	326,573	4,964,695	△90,051	5,812,216
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△68,312		△68,312
親会社株主に帰属する 当期純利益			205,437		205,437
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額 合計	-	-	137,124	-	137,124
当連結会計年度末残高	611,000	326,573	5,101,819	△90,051	5,949,341

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	
当連結会計年度期首残高	87,643	△263,840	5,636,019
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△68,312
親会社株主に帰属する 当期純利益			205,437
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)	18,884	15,649	34,533
当連結会計年度変動額 合計	18,884	15,649	171,658
当連結会計年度末残高	106,527	△248,191	5,807,677

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項  
 連結子会社の状況  
 ・連結子会社の数 4社  
 ・主要な連結子会社の名称 金沢電話工事株式会社、トヤマ電話工事株式会社  
 株式会社テレコムサービス、電通自動車整備株式会社
- (2) 持分法の適用に関する事項  
 持分法を適用した関連会社の状況  
 ・持分法適用の関連会社数 2社  
 ・主要な会社等の名称 北陸通信資材株式会社、北陸電通輸送株式会社
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項  
 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券  
 時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）  
 移動平均法による原価法
- 時価のないもの
- ロ. たな卸資産
- ・未成工事支出金 個別法による原価法  
 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。）
- ・材料貯蔵品
- ② 固定資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
- 定率法によっております。  
 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
 なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。  
 建物及び構築物 3～42年  
 機械装置及び運搬具 2～17年
- ロ. 無形固定資産
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 完成工事補償引当金
- 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

- ニ. 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ホ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用  
連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法による）を、その他については工事完成基準を適用しております。
- ロ. のれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。
- ハ. 負ののれんの償却に関する事項  
平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。
- ニ. 消費税等の会計処理  
消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,409,900千円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 工事進行基準による完成工事高 3,505,807千円
- (2) 研究開発費の総額 16,239千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	8,968,960	—	—	8,968,960

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	429,868	—	—	429,868

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	68,312	8	平成29年3月31日	平成29年6月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成30年6月28日開催予定の第71回定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	68,312千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	8円
・基準日	平成30年3月31日
・効力発生日	平成30年6月29日

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理手順の与信管理要領に従い、本支店・事業本部の営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理要領に準じて、同様の管理を行っております。

###### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 ( 千 円 )	差 額 ( 千 円 )
① 現金預金	2,327,489	2,327,489	—
② 受取手形・完成工事未収入金	3,382,118	3,382,118	—
③ 投資有価証券			
イ. 満期保有目的の債券	81,070	81,017	△53
ロ. その他有価証券	442,603	442,603	—
資産計	6,233,281	6,233,227	△53
① 支払手形・工事未払金	1,075,062	1,075,062	—
② 未払法人税等	70,553	70,553	—
負債計	1,145,615	1,145,615	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

① 現金預金、② 受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっており、社債は取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、関連会社の株式85,049千円は含まれておりません。

負債

① 支払手形・工事未払金、② 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	78,568

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「③投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	2,327,489	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金	3,382,118	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	—	80,000	—	—
合計	5,709,607	80,000	—	—

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 680円12銭  
(2) 1株当たり当期純利益 24円05銭  
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

当社とコムシスホールディングス株式会社（以下、「CHD」といいます。）は、平成30年5月8日開催のそれぞれの取締役会において、平成30年10月1日を効力発生日として、CHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、平成30年5月8日に同社と株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換は、当社については、平成30年6月28日開催の当社の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成30年10月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において平成30年9月26日付で上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定であります。

（本株式交換の目的）

通信建設業を取り巻く事業環境は、情報通信技術の目覚ましい進展により、インフラ整備の拡充競争の時代からサービスメニューやコンテンツを競う段階に移行しつつあり、既に、インフラ整備構築のための設備投資は減少傾向に転じております。また、価格競争力を強化するためのコストダウンの要請も今後一層強まるものと見込まれます。

また、公共・民間分野におきましては、政府が主導する国土強靱化政策や地方創生計画等による社会インフラへの投資及び東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた建設投資の拡大が期待される一方で、日本経済の大きな節目となる2020年以降は、建設需要も変化し、少子高齢化といった日本の構造的な問題がより一層顕在化することが想定されます。

通信建設業として、このような市場構造の変化に迅速に対応しつつ、次代に向けて更なる成長・発展を期するためには、技術革新に対応するための高品質な施工技術力の維持・向上のみならず、より生産性の高い施工体制の再構築による市場競争力の強化と経営基盤の拡充が急務となっております。

CHDグループは、NTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を全国規模で行うリーディングカンパニーであり、この中核事業に加えて、公共及び一般のお客様に向けたネットワークやサーバー構築などのICT事業、ガス・水道等ライフライン設備の構築事業、電線類の地中化事業、並びに太陽光発電事業などのエネルギー関連事業にも注力しております。

一方、当社グループは、北陸エリアを主たる基盤としてNTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を中核事業としており、加えて公共及び一般のお客様に向けたネットワーク構築や電線類地中化工事、太陽光発電設備構築などの通信建設事業、ソフト開発やデータ放送関連などの情報システム関連事業にも注力しております。

通信建設業界を取り巻く競争環境を踏まえ、CHDと当社は、今後予想されるこのような厳しい市場環境の中で企業価値を維持・向上させていくためには、本株式交換による経営統合を実現し、対象地域、事業分野等について両社の強みを活かした広範囲な事業展開と経営資源の連携を行うことが必要であるとの結論に至りました。これらを実現するためには、CHDと当社が株式交換を通じた経営統合を実現することにより、意思決定の迅速化を図り、より機動的に事業戦略の策定を可能とする経営体制を確立することが最善の策であると判断いたしました。

CHDグループ及び当社グループは、両社グループが持つ技術力を相互補完することで、通信、電気、ガス、水道などのインフラ設備建設のサービスラインナップの拡充や、両社グループが安定的かつ継続的に発展するための人材交流、施工・安全品質マネジメントノウハウ及びITプラットフォームの共有・活用による効率化など、CHDグループ及び当社グループの強みを活かして広範囲にわたって事業展開することでシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

## (本株式交換の要旨)

### (1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結に係る取締役会決議日 (両社)	平成30年5月8日
本株式交換契約締結日 (両社)	平成30年5月8日
定時株主総会開催日 (当社)	平成30年6月28日 (予定)
最終売買日 (当社)	平成30年9月25日 (予定)
上場廃止日 (当社)	平成30年9月26日 (予定)
本株式交換の効力発生日	平成30年10月1日 (予定)

(注) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

### (2) 本株式交換の方式

CHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換は、CHDにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、当社においては、平成30年6月28日に開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、平成30年10月1日を効力発生日として行われる予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	CHD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.178
本株式交換により交付する株式数	CHDの普通株式：1,519,958株 (予定)	

#### (注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、CHDの普通株式0.178株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

#### (注2) 本株式交換により交付するCHDの株式数

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式(本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、当社による自己株式の取得及び消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

### (4) 交換比率の算定方法

当社は株式会社大和総研を、CHDは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

当社及びCHDは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・デリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及びCHDは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、両社間で本株式交換契約を締結することを決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

### (5) 算定機関の名称及び上場会社との関係

当社の第三者算定機関である株式会社大和総研及びCHDの第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、いずれも当社及びCHDからは独立した算定機関であり、当社及びCHDの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,096,036</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,866,567</b>
現金預金	1,613,943	工事未払金	1,093,610
完成工事未収入金	3,196,023	未払金	197,065
未成工事支出金	42,839	未払費用	187,521
材料貯蔵品	77,498	未払法人税等	55,243
未収入金	104,009	未成工事受入金	16,648
繰延税金資産	60,036	預り金	42,745
その他	16,009	賞与引当金	128,845
貸倒引当金	△14,324	完成工事補償引当金	8,383
		その他	136,504
<b>固定資産</b>	<b>3,993,068</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,850,722</b>
有形固定資産	2,526,101	退職給付引当金	1,699,098
建物・構築物	922,858	役員退職慰労引当金	130,714
機械・運搬具	199,093	その他	20,909
工具器具・備品	83,306		
土地	1,320,842	<b>負債合計</b>	<b>3,717,290</b>
無形固定資産	19,473	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	10,387	<b>株主資本</b>	<b>5,265,287</b>
ソフトウェア仮勘定	5,149	資本金	611,000
その他	3,936	資本剰余金	332,515
投資その他の資産	1,447,493	資本準備金	326,200
投資有価証券	602,242	その他資本剰余金	6,315
関係会社株式	334,666	利益剰余金	4,411,823
長期貸付金	2,034	利益準備金	140,625
繰延税金資産	490,580	その他利益剰余金	4,271,198
その他	18,763	固定資産圧縮積立金	56,732
貸倒引当金	△792	別途積立金	3,670,000
		繰越利益剰余金	544,466
<b>資産合計</b>	<b>9,089,105</b>	自己株式	△90,051
		評価・換算差額等	<b>106,527</b>
		その他有価証券評価差額金	106,527
		<b>純資産合計</b>	<b>5,371,815</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>9,089,105</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高 完 成 工 事 高	11,975,967
売 上 原 価 完 成 工 事 原 価	10,530,189
売 上 総 利 益 完 成 工 事 総 利 益	1,445,777
販売費及び一般管理費	1,277,885
営 業 利 益	167,892
営 業 外 収 益 受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,963
受 取 地 代 家 賃	18,998
そ の 他	16,112
営 業 外 費 用	51,074
そ の 他	8,055
経 常 利 益	8,055
特 別 損 失	210,911
固 定 資 産 売 却 損	19
固 定 資 産 除 却 損	26
	46
税 引 前 当 期 純 利 益	210,865
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	89,000
法 人 税 等 調 整 額	△19,130
当 期 純 利 益	69,869
	140,996

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金		
当 期 首 残 高	611,000	326,200	6,315	140,625	4,198,515	△90,051	5,192,604
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△68,312		△68,312
当 期 純 利 益					140,996		140,996
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	—	72,683	—	72,683
当 期 末 残 高	611,000	326,200	6,315	140,625	4,271,198	△90,051	5,265,287

	評価・換算 差 額 等 その他有価証券 評 価 差 額 金	純資産合計
当 期 首 残 高	87,643	5,280,247
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△68,312
当 期 純 利 益		140,996
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	18,884	18,884
当期変動額合計	18,884	91,567
当 期 末 残 高	106,527	5,371,815

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	52,423	3,670,000	476,091	4,198,515
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			△68,312	△68,312
当 期 純 利 益			140,996	140,996
固定資産圧縮積立金の 立	4,587		△4,587	—
固定資産圧縮積立金の 取	△278		278	—
当期変動額合計	4,308	—	68,374	72,683
当 期 末 残 高	56,732	3,670,000	544,466	4,271,198

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- |                |             |
|----------------|-------------|
| ・満期保有目的の債券     | 償却原価法（定額法）  |
| ・子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ・その他有価証券       |             |
- 時価のあるもの
- 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- 時価のないもの
- ② たな卸資産
- |          |  |
|----------|--|
| ・未成工事支出金 | 個別法による原価法  |
| ・材料貯蔵品   | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。） |
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- 定率法によっております。
- ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 3～42年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |
- ② 無形固定資産
- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。 |
|--------------|------------------------------------|
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金
- 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- ④ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、会社内規に基づき期末支給額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準  
完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法による）を、その他については工事完成基準を適用しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,758,230千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- 短期金銭債権 31,015千円
- 短期金銭債務 433,410千円

## 3. 損益計算書に関する注記

- (1) 工事進行基準による完成工事高 3,355,555千円
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分 2,429千円
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高 2,234,746千円
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高 90,920千円
- (5) 研究開発費の総額 16,239千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	429,868	—	—	429,868

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	(当事業年度) (平成30年3月31日)
原因別内訳	
繰延税金資産	
賞与引当金	39,297
退職給付引当金	524,384
役員退職慰労引当金	39,867
その他	38,273
繰延税金資産小計	641,823
評価性引当額	△19,396
繰延税金資産合計	622,427
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△24,896
其他有価証券評価差額金	△46,749
その他	△163
繰延税金負債合計	△71,809
繰延税金資産の純額	550,617

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 629円08銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 16円51銭  
 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

当社とコムシスホールディングス株式会社は、平成30年5月8日開催のそれぞれの取締役会において、平成30年10月1日を効力発生日として、コムシスホールディングス株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、平成30年5月8日に同社と株式交換契約を締結いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結注記表 7. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

北陸電話工事株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 笠間 智樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石橋 勇一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電話工事株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電話工事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月8日開催の取締役会において、コムシホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

北陸電話工事株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 笠間 智樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石橋 勇一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電話工事株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月8日開催の取締役会において、コムシホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

北陸電話工事株式会社 監査役会

常勤監査役	西 部 和 幸	㊟
社外監査役	高 木 利 正	㊟
社外監査役	角 木 完 太 郎	㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、企業体質の強化と経営環境の変化に対応できるよう内部留保の充実を図りながら、業績動向や今後の事業展開を総合的に勘案し、安定的な配当が継続できるよう努めてまいりました。これに基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき8円  
配当総額 68,312,736円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月29日



## 第2号議案 当社とコムシスホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

当社とコムシスホールディングス株式会社（以下「CHD」といいます。）は、平成30年5月8日付にて、CHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とするための株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、両社の間で本株式交換に係る株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の締結について、ご承認いただきたく存じます。

なお、本株式交換は、CHDにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日（以下「本株式交換効力発生日」といいます。）である平成30年10月1日をもって、CHDは当社の株式交換完全親会社となり、当社は、CHDの株式交換完全子会社となります。また、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部において平成30年9月26日付で上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定です。

### 1. 本株式交換を行う理由

通信建設業を取り巻く事業環境は、情報通信技術の目覚ましい進展により、インフラ整備の拡充競争の時代からサービスメニューやコンテンツを競う段階に移行しつつあり、既に、インフラ整備構築のための設備投資は減少傾向に転じております。また、価格競争力を強化するためのコストダウンの要請も今後一層強まるものと見込まれます。

また、公共・民間分野におきましては、政府が主導する国土強靱化政策や地方創生計画等による社会インフラへの投資および東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた建設投資の拡大が期待される一方で、日本経済の大きな節目となる2020年以降は、建設需要も変化し、少子高齢化といった日本の構造的な問題がより一層顕在化することが想定されます。

通信建設業として、このような市場構造の変化に迅速に対応しつつ、次代に向けて更なる成長・発展を期するためには、技術革新に対応するための高品質な施工技術力の維持・向上のみならず、より生産性の高い施工体制の再構築による市場競争力の強化と経営基盤の拡充が急務となっております。

CHDグループは、NTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を全国規模で行うリーディングカンパニーであり、この中核事業に加えて、公共および一般のお客様に向けたネットワークやサーバー構築などのICT事業、ガス・水道等ライフライン設備の構築事業、電線類の地中化事業、ならびに太陽光発電事業などのエネルギー関連事業にも注力しております。

一方、当社グループは、北陸エリアを主たる基盤としてNTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を中核事業としており、加えて公共および一般のお客様に向けたネットワーク構築や電線類地中化工事、太陽光発電設備構築などの通信建設事業、ソフト開発やデータ放送関連などの情報システム関連事業にも注力しております。

通信建設業界を取り巻く競争環境を踏まえ、今後予想されるこのような厳しい市場環境の中で企業価値を維持・向上させていくためには、対象地域、事業分野等について互いの強みを活かした広範囲な事業展開と経営資源の連携を行うことが必要となります。CHDと当社は、株式交換を通じた経営統合を実現することにより、意思決定の迅速化を図り、より機動的に事業戦略の策定を可能とする経営体制を確立することが最善の策であると判断いたしました。

CHDグループおよび当社グループは、両社グループが持つ技術力を相互補完することで、通信、電気、ガス、水道などのインフラ設備建設のサービスラインナップの拡充や、両社グループが安定的かつ継続的に発展するための人材交流、施工・安全品質マネジメントノウハウおよびITプラットフォームの共有・活用による効率化など、CHDグループおよび当社グループの強みを活かして広範囲にわたって事業展開することでシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

## 2. 本株式交換契約の内容

当社が、CHDとの間で平成30年5月8日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

### 株式交換契約書（写）

コムシスホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び北陸電話工事株式会社（以下「乙」という。）は、平成30年5月8日（以下「本締結日」という。）付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

#### 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 商号：コムシスホールディングス株式会社  
住所：東京都品川区東五反田二丁目17番1号

乙 商号：北陸電話工事株式会社  
住所：石川県金沢市米泉町十丁目1番地153

#### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.178を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.178株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。

3. 甲が前2項に従って本割当対象株主に割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

#### 第4条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

#### 第5条 (効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成30年10月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条 (株式交換契約承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会(以下「株式交換承認総会」という。)において、本契約の承認を求めるものとする。

#### 第7条 (善管注意義務)

1. 甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理、運営を行うものとし、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせる。
2. 甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換比率に重大な影響を及ぼす行為を行い又は行わせる場合には、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行う。

#### 第8条 (自己株式の消却)

乙は、乙が基準時において保有する自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。)の全てを、効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時をもって消却する。

#### 第9条 (剰余金の配当)

1. 甲及び乙は、それぞれの平成30年3月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
  - (1) 甲においては、普通株式1株当たり金25円
  - (2) 乙においては、普通株式1株当たり金8円

2. 甲及び乙は、それぞれの平成30年9月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。

(1) 甲においては、普通株式1株当たり金30円

(2) 乙においては、普通株式1株当たり金4円

3. 甲及び乙は、前2項に定める場合を除き、本締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

#### 第10条 (本契約の変更等)

本締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条 (本契約の効力)

本契約は、(i) 甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第3項に定める通知がなされた場合に効力発生日の前日までに本契約について甲の株主総会の承認が得られなかった場合、(ii) 乙において、効力発生日の前日までに第6条第2項に定める株式交換承認総会において本契約の承認が得られなかった場合、(iii) 法令等に定められた本株式交換の実行に際して効力発生前に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づき甲が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含むが、これらに限られない。)、又は(iv) 前条に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

#### 第12条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月8日

甲 東京都品川区東五反田二丁目17番1号  
コムシスホールディングス株式会社  
代表取締役社長 加賀谷 卓

乙 石川県金沢市米泉町十丁目1番地153  
北陸電話工事株式会社  
代表取締役社長 森 泰夫

3. 会社法施行規則第184条第1項各号（第5号および第6号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容等

	CHD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.178
本株式交換により 交付する株式数	CHDの普通株式：1,519,958株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、CHDの普通株式0.178株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するCHDの株式数

CHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりCHDが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における当社の株主に対して、その保有する当社の普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のCHDの普通株式を割当交付いたします。本株式交換に際して交付するCHDの普通株式は、全てCHDが保有する自己株式（平成30年3月31日現在：26,382,145株）を充当し、新株式は発行しない予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、当社による自己株式の取得および消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) CHDの子会社が取得するCHDの普通株式について

CHDの子会社である日本コムシス株式会社は当社の普通株式（平成30年3月31日現在：726,151株）を保有しているところ、本株式交換により、基準時に保有する当社の普通株式に対してCHDの普通株式が割当交付される予定です。

CHDの子会社が基準時に保有するCHDの普通株式については、本株式交換の効力発生日以降において子会社の有する親会社株式となるため、当該CHDの普通株式について、会社法第135条第3項の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、CHDの単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる当社の株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、CHDの単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

・単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項およびCHDの定款の規定に基づき、単元未満株主がCHDに対し、自己の保有するCHDの単元未満株式と合わせて1単元(100株)となる数のCHDの普通株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

・単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主がCHDに対し、自己の保有する単元未満株式を買取ることを請求することができる制度です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の株主に交付されるCHDの普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のCHDの普通株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなる当社の株主にお支払いします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(i) 割当ての内容の根拠および理由

CHDは、下記⑤(i)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、CHDの第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受領した株式交換比率算定書を参考に、CHDが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容等」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社は、下記⑤(i)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関として株式会社大和総研(以下、「大和総研」といいます。)を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関である大和総研から受領した株式交換比率算定書を参考に、当社がCHDに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容等」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等

を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社は、最終的に上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容等」記載の株式交換比率が妥当であるという判断に至り、平成30年5月8日に開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

(ii) 算定に関する事項

a. 算定機関の名称並びに両社との関係

CHDのフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である三菱UFJモルガン・スタンレー証券および当社のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和総研は、いずれもCHDおよび当社から独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

b. 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、CHDおよび当社の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成30年5月7日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるCHD株式ならびに東京証券取引所市場第二部における当社株式のそれぞれの、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間ならびに6ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）を採用し、算定を行いました。

なお、当社の普通株式1株に対して割当てるCHDの普通株式の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価分析	0.130～0.138
類似企業比較分析	0.152～0.195
DCF分析	0.144～0.188

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、株式交換比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報で三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して未開示である情報が存在しないことを前提としております。更に、両社およびそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定、査定、調査（不動産に係る環境調査等を含みます。）を行っておらず、第三者機関への鑑定、

査定、調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成30年5月7日までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性および妥当性について意見を表明するものではありません。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありませんが、本株式交換の実施に伴う一部のコスト削減効果は考慮しております。

大和総研は、両社の株式交換比率について、CHDは東京証券取引所市場第一部に、当社は東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を用いて算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場会社が複数存在することから類似会社比較法による算定を行い、更に、将来の事業活動の成果を評価に反映させるためディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。

当社の普通株式1株に対して、CHDの普通株式を割当てる評価レンジは以下のとおりであります。

算定方式	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.128～0.139
類似会社比較法	0.075～0.214
DCF法	0.178～0.306

なお、市場株価法では、平成30年5月7日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日終値および基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の両社の東京証券取引所における各株価終値平均に基づき算定いたしました。

大和総研は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および公開情報を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への依頼も行っておりません。大和総研の株式交換比率の算定は、平成30年5月7日までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。また、大和総研による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、



大和総研がDCF法による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

③ CHDの資本金および準備金等の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するCHDの資本金および準備金の額は会社計算規則第39条に定めるところに従って、CHDが適当に定めるものとしております。

上記処理は、会社計算規則およびその他公正な会計基準等に基づくものであり、また、CHDの資本の状況その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。

④ 対価としてCHD株式を選択した理由

CHDおよび当社は、本株式交換の交換対価として株式交換完全親会社となるCHD株式を選択いたしました。CHD株式は、東京証券取引所第一部に上場されており、本株式交換後も流動性が確保されております。また、本株式交換は両社の企業価値向上を図るものであるため、当社の株主の皆様への利益確保および本株式交換後のグループ資本政策等を勘案して選択しております。

本株式交換に伴い、CHDの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。金融商品取引市場において、単元未満株式を売却することはできません。CHDの単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、CHDの株式に関する単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことができます。詳細は上記(1)①（注4）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

⑤ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

(i) 公正性を担保するための措置

CHDおよび当社は、本株式交換の検討に際して、公正性を担保することを目的として、以下の措置を講じております。

CHDは、CHDおよび当社から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、平成30年5月7日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3.(1)②(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、CHDは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、CHDは、両社から独立した法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、当社は、両社から独立した第三者算定機関である大和総研を選定し、平成30年5月7日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3.(1)②(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、大和総研より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、当社は、両社から独立した法務アドバイザーとして、兼六法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

(ii) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、CHDおよび当社は親会社と子会社の関係になく、また両社の間には役員の兼任もなく、特段の利益相反関係は存しないことから、特段の措置は講じておりません。

(2) 交換対価について参考となるべき事項

① CHDの定款

CHDの定款につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://hokuwa.co.jp/>) にその内容を記載しております。

② 対価の換価方法に関する事項

(i) 取引市場

東京証券取引所市場第一部

(ii) 取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

全国各証券会社

(iii) 市場価格

本株式交換の対価であるCHD株式について、株式交換契約締結日の直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の市場価格の終値平均は以下のとおりです。

1ヶ月間	3ヶ月間	6ヶ月間
2,945円	2,821円	2,883円

なお、その他詳細の情報については、株式会社日本取引所グループのウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp>) に開示されております。

(iv) CHDの貸借対照表

CHDは有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

(3) CHDの最終事業年度に係る計算書類等

CHDの平成30年3月期に係る計算書類等の内容は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://hokuwa.co.jp/>) にその内容を記載しております。

(4) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

① 当社

該当する事項はありません。

② CHD

(i) 株式会社SYSKENとの間の株式交換契約の締結

CHDは、平成30年5月8日に開催された取締役会において、平成30年10月1日を効力発生日として、CHDを株式交換完全親会社、株式会社SYSKEN（以下「SYSKEN」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することについて決議し、同日付で、SYSKENとの間で、株式交換契約書を締結いたしました。

(ii) NDS株式会社との間の株式交換契約の締結

CHDは、平成30年5月8日に開催された取締役会において、平成30年10月1日を効力発生日として、CHDを株式交換完全親会社、NDS株式会社（以下「NDS」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することについて決議し、同日付で、NDSとの間で、株式交換契約書を締結いたしました。

(iii) 自己株式の取得

CHDは、平成30年5月8日に開催された取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- a. 自己株式の取得を行う理由：株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。
- b. 取得対象株式の種類：CHD普通株式
- c. 取得し得る株式の総数：200万株（上限）
- d. 取得価額の総額：50億円（上限）
- e. 取得期間：平成30年5月9日から平成31年3月31日まで

### 第3号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	もり やす お 森 泰 夫 (昭和31年1月1日生)	昭和53年4月 日本電信電話公社入社 平成18年7月 西日本電信電話㈱北陸事業本部長 平成19年7月 当社入社 顧問 平成20年6月 当社取締役副社長 平成21年6月 当社代表取締役社長（現在） (重要な兼職の状況) 金沢電話工事㈱取締役 トヤマ電話工事㈱取締役 電通自動車整備㈱取締役 北陸通信資材㈱取締役 北陸電通輸送㈱取締役	26,800株
【取締役候補者とした理由】 森 泰夫氏は、昭和53年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては代表取締役として経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者いたしました。			
2	とく なが たか ひこ 得 永 隆 彦 (昭和30年2月19日生)	昭和50年4月 日本電信電話公社入社 平成18年7月 西日本電信電話㈱福井支店長 平成20年7月 ㈱エヌ・ティ・ティ ネットメイト 取締役現場力向上推進本部長 平成22年7月 当社入社 営業本部副本部長 平成23年6月 当社取締役営業本部長 平成26年6月 当社常務取締役営業本部長 平成29年6月 当社常務取締役営業本部長 兼情報システム本部長（現在）	8,200株
【取締役候補者とした理由】 得永隆彦氏は、昭和50年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては通信建設事業、情報システム事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	きた がわ ひさ よし 北川 久義 (昭和27年10月10日生)	昭和48年4月 日本電信電話公社入社 平成11年1月 西日本電信電話(株) 相互接続推進部接続システム部門担当部長 平成18年7月 (株)エヌ・ティ・ティ ネオメイト北陸支店 現場力向上推進部長 平成21年7月 当社入社 富山支店長 平成22年6月 当社取締役富山支店長 平成30年5月 当社取締役(現在) (重要な兼職の状況) 金沢電話工事(株)代表取締役社長	10,300株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>北川久義氏は、昭和48年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては通信建設事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者いたしました。</p>		
4	わたり よし のり 渡 幸記 (昭和30年5月21日生)	昭和49年4月 日本電信電話公社入社 平成19年7月 西日本電信電話(株)北陸事業本部設備部長 平成23年7月 当社入社 設備建設本部副本部長 平成24年6月 当社取締役設備建設本部副本部長 平成28年4月 当社取締役設備建設部長 平成29年7月 当社取締役設備事業本部長(現在)	7,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>渡 幸記氏は、昭和49年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては通信建設事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者いたしました。</p>		
5	つか もと つね あき 塚本 恒明 (昭和30年12月9日生)	昭和51年4月 日本電信電話公社入社 平成18年7月 西日本電信電話(株)富山支店法人営業部長 平成21年7月 (株)NTT西日本-北陸 取締役ITビジネス部長 平成23年7月 当社入社 営業本部副本部長 兼総合システム営業部長 平成24年6月 当社取締役営業本部副本部長 兼総合システム営業部長(現在)	9,100株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>塚本恒明氏は、昭和51年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては公共・民間分野における通信建設事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	あお やま しん いち 青山伸一 (昭和31年4月3日生)	昭和50年4月 日本電信電話公社入社 平成16年7月 西日本電信電話(株)人事部担当部長 平成22年6月 (株)NTT西日本一ホームテクノ北陸代表取締役社長 平成24年7月 当社入社 安全品質管理本部長 平成25年6月 当社取締役安全品質管理本部長(現在)	2,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>青山伸一氏は、昭和50年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては安全品質管理に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者といたしました。</p>		
7	つじ おか のぶ や 辻岡伸弥 (昭和31年1月25日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年7月 当社経営企画本部経営企画課長兼経理部担当課長 平成17年7月 当社設備建設本部総務経理課長 平成19年6月 当社経理部担当部長兼経理課長 平成24年7月 当社経理部担当部長 平成26年6月 当社経理部長 平成27年6月 当社取締役経理部長(現在)	12,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>辻岡伸弥氏は、昭和53年4月より当社の総務・経理業務に携わってきた経歴を有しており、財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者といたしました。</p>		
8	いし かわ せい ごう 石川誠豪 (昭和33年11月11日生)	昭和58年4月 日本電信電話公社入社 平成17年7月 東日本電信電話(株)NW事業推進本部企画部事業計画部門長・経営企画部兼務 平成19年7月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)チャンネル営業本部ダイレクトマーケティング部部長 平成21年8月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)購買部長 平成26年7月 当社入社 東京支店長 平成27年6月 当社取締役東京支店長(現在)	3,300株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>石川誠豪氏は、昭和58年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては通信建設事業、情報システム事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	向井 雅彰 (昭和34年10月5日生)	昭和53年4月 日本電信電話公社入社 平成25年10月 西日本電信電話(株)福井支店 ビジネス営業部長 平成27年7月 当社入社 福井支店営業部長 平成28年6月 当社取締役福井支店長 (現在) (重要な兼職の状況) (株)テレコムサービス取締役	2,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 向井雅彰氏は、昭和53年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては通信建設事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者いたしました。		
10	滝 裕孝 (昭和39年8月8日生)	平成元年4月 日本電信電話(株)入社 平成21年7月 西日本電信電話(株)資材調達センター 第一購買部門長兼品質管理部門長 平成24年7月 (株)NTTホームテクノ 北陸支店長 平成27年7月 (株)NTTフィールドテクノ 取締役ビジネス推進部長 平成29年7月 当社入社 経営企画本部長 (現在)	0株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 滝 裕孝氏は、平成元年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては経営企画業務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者いたしました。		
11	長木 清昭 (昭和33年4月25日生)	昭和58年4月 日本電信電話公社入社 平成12年4月 (株)エヌ・ティ・ティ・ビー・シー・コミュニケーションズ 企画部長 平成14年1月 トランスコスモス(株) 人事本部長 平成17年5月 (株)サイバー創研 ビジネス推進部長 平成27年4月 (株)サイバー創研 執行役員営業推進部長 平成28年4月 当社入社 営業本部副本部長 平成30年5月 当社富山支店長 (現在)	0株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 長木清昭氏は、昭和58年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては通信建設事業、情報システム事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
12	※ 磯見正宏 (昭和35年8月21日生)	昭和54年4月 日本電信電話公社入社 平成20年10月 ㈱エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本 コンプライアンス部長 平成23年7月 西日本電信電話㈱北陸事業本部 総務部長 平成26年7月 西日本電信電話㈱福井支店長 平成29年7月 当社入社 総務部長(現在)	200株
【取締役候補者とした理由】 磯見正宏氏は、昭和54年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、当社においては総務業務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者いたしました。			
13	ふだ 札場清美 (昭和20年5月7日生)	昭和43年4月 日本電信電話公社入社 平成11年6月 エヌ・ティ・ティ九州移動通信網㈱ 代表取締役副社長 平成14年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ 常勤監査役 平成15年6月 ドコモエンジニアリング北陸㈱ 代表取締役社長 平成21年6月 ドコモエンジニアリング北陸㈱ 相談役 平成26年6月 当社社外取締役(現在)	4,400株
【社外取締役候補者とした理由】 札場清美氏は、昭和43年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しております。また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営監督の実効性向上が期待できるものと判断し、候補者いたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 札場清美氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 札場清美氏は、平成22年6月にドコモエンジニアリング北陸㈱を退職しており、現在、重要な兼職はありません。  
5. 札場清美氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
6. 当社は、札場清美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
7. 札場清美氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成29年6月28日開催の第70回定時株主総会において補欠監査役に選任された姉崎幸雄氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
あね ざき ゆき お 姉 崎 幸 雄 (昭和23年1月9日生)	昭和41年4月 日本電信電話公社入社 平成10年11月 日本電信電話㈱小松支店長 平成18年7月 ㈱NTT西日本一北陸 取締役設備部光サービスセンタ所長 平成20年7月 ㈱NTT西日本一北陸 設備部光サービスセンタ専任部長	1,000株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 姉崎幸雄氏は、昭和41年4月より電気通信業界に携わってきた経歴を有しており、その豊富な経験と幅広い見識によって当社の透明性の高い公正な経営監視体制の維持・向上が期待できるものと判断し、候補者としていたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 姉崎幸雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 姉崎幸雄氏は、平成22年3月に㈱NTT西日本一北陸を退職され、現在、重要な兼職はありません。

#### 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます上段正憲氏に対し、その在任中の労に報いるため、退職慰労金を当社の内規に従い、相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
上 段 正 憲	平成20年6月 当社取締役 現在に至る

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任 あずさ監査法人につきましては、本總會終結の時をもって任期満了となり退任する予定です。つきましては、監査役会の決議に基づき、新たな会計監査人として仰星監査法人の選任をお願いするものであります。

監査役会が仰星監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人は第2号議案「当社とコムシスホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案通り承認可決いただきますと、当社の株式交換完全親会社となるコムシスホールディングス株式会社と同一の会計監査人であり、同社との連結決算の一元管理体制が図れることや、同法人の規模、経験等の職務遂行能力および独立性、内部管理体制等を総合的に勘案し適任と判断したことによるものであります。

なお、本議案は、第2号議案「当社とコムシスホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案通り承認可決されることを条件としてお諮りするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	仰 星 監 査 法 人		
事 務 所	〈主たる事務所〉 東京都千代田区九段南三丁目3番6号 麹町ビル 〈従たる事務所〉 大阪府大阪市中央区安土町2丁目3番13号 大阪国際ビルディング 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号 名古屋クロスコートタワー 石川県金沢市兼六元町11番25号		
沿 革	平成2年9月 北斗監査法人 設立 平成11年10月 東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更 平成18年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 平成23年7月 明澄監査法人と合併、北陸事務所を開設 平成26年7月 明和監査法人と合併 現在に至る		
概 要 (平成30年3月31日現在)	(資本金)	42,000,000 円	
	(構成人員)	公認会計士	185 名
		公認会計士試験合格者	47 名
		そ の 他	33 名
		計	265 名
	(関与会社)	319 社	
国 際 業 務	Nexia International(ネクシア・インターナショナル)にメンバーファームとして加盟		

以 上

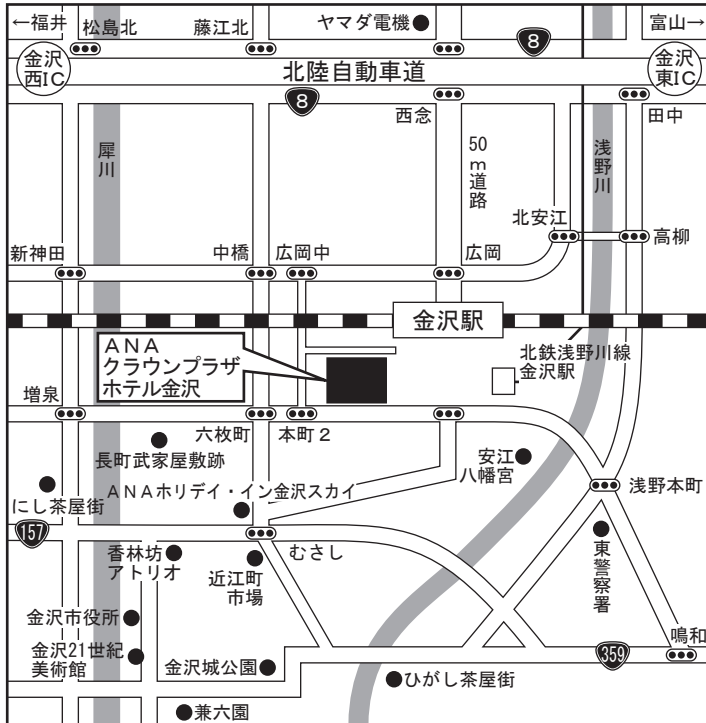
MEMO

# 株主総会会場ご案内図

会場：石川県金沢市昭和町16番3号

ANAクラウンプラザホテル金沢 3階「鳳（西）」

TEL (076) 224-6111(代)



- 小松空港からバスまたは車で約40分
- 北陸自動車道 金沢東I.C. 約10分
- 北陸自動車道 金沢西I.C. 約15分
- 金沢駅兼六園口(東口)より徒歩約1分

